

傍 聴 要 領

富山県都市計画審議会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望される方は、会場の受付にて、氏名、市町村名をご記入いただきます。(受付時間：開催予定時刻の 30 分前から 15 分前まで)
- (2) 受付された方が定員を超える場合は、受付順に抽選を行い、傍聴人を決定させていただきます。

傍聴人は、受付で資料をお受け取りいただき、係員の指示により入場いただきます。

2 入場制限について

次の事項に該当する方については、会場への入場を制限させていただきます。

- (1) 鉄器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器を携帯している者
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者

3 傍聴人の遵守事項について

傍聴人は、会議の傍聴に当たっては、次の事項を遵守してください。

- (1) 審議に対して可否を表明し、又は拍手しないこと。
- (2) 談話し、歌を歌い、大声で笑いその他騒ぎ立てないこと
- (3) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (4) 携帯電話機等の通信機器は鳴動しないよう設定（サイレントマナーモード）し、通話を行わないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。(報道関係者を除く)
- (6) 飲食又は喫煙等をしないこと。ただし、体調管理のための水分補給その他正当な理由がある場合はこの限りでない。
- (7) みだりに席を離れないこと。
- (8) その他会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしないこと

4 会議の秩序維持

- (1) 傍聴人は、会議の傍聴に当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴人が前記 2、3 の規定に違反したときは、会長がこれを制止し、なお、その

指示に従わないときは、退出していただく場合があります。